

●発行／北海道弟子屈町議会
●編集／弟子屈町議会広報編集特別委員会
☎482-2191 ㊟482-2696

第52号 町議会だより

第4回定例会

第4回定例会は12月9日に招集され、12月10日までの2日間の会期で行われました。議事日程により諸般報告(議長)、行政報告(町長)、条例の制定等(6件)、平成20年度各会計補正予算(2件)、人事案件(5件)、一般質問(6人12問)を審議し原案のとおり可決しました。

審議のあらまし

条例の制定

◎弟子屈町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
◎教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一括して提案。2つの議案の内容は、町長、副町長、および教育長の給与を、平成21年1月から平成24年12月までの4年間、15%の減額をするもの。影響額は約605万円。

◎町税条例の一部を改正する条例の制定について

個人住民税を、平成21年10月支給分から公的年金から特別徴収するとしていたものを、地方税法第321条の7の2第1項のただし書きの規定により「当分の間」特別徴収をしない。

◎釧路・根室広域地方税滞納整理機構規約の一部改正について

今回の規約の一部改正の主なものは、別海町・標津町の2町が平成21年4月から加入することにより、機構議会の議員の定数を「7人」から「9人」に改正するものと、それに伴う文言の整理。

◎町道路線の廃止について

今回廃止するのは、路線番号208下仁多東1号線、道路延長2千449㍎で、平成21年度から5年間で道営一般農道整備事業が行われることによる町道路線の廃止。

◎釧路広域連合への加入について

現在稼働中の焼却炉が11年を経過しており、適正な維持を図るために2千万円以上の点検・補修を行っており、またダイオキシン対策上からも、民間の専門的知識技術を集約した釧路広域連合に加入することによって、焼却処理の効率化と廃棄物処理費用の削減につながり施設の安全対策も図れるため、同連合への加入を可決。

億8千292万円とする。
歳出で保険給付費の支払見込額の増額補正に伴い、歳入についても国、道などの補助金、交付金の交付見込みが増額となる。

平成20年度一般会計補正予算総括質疑

伐採事件の弁護士費用について

問 森林伐採の損害賠償事件訴訟における弁護士料は、270万円か。

答 着手金として、210万円追加しており、あとは、解決金として、支出する。今回の補正額は、全体を相殺しての、不足額84万円の補正分である。

ごみ運搬車の購入について

問 ごみ中継運搬車両の債務負担について。

答 本事業については、交付税に算入されているため、補助制度は、ありません。車の製造に

厚生病院の交付税算入について

問 厚生病院の特別交付税は、今年度入るのか。

答 1床当たり68万円×99床＝6千732万円は、21年度に入る。714万円は今回の補正に入っている。



地方自治法第182条第2項の規定により選挙。

▼当選した補充員へ(内は住所)

- ①田中 富士男 (高栄4丁目7番3号)
- ②福田 英敏 (川湯温泉2丁目5番10号)
- ③平田 くに子 (泉2丁目6番16号)
- ④丸山 清春 (鈴蘭4丁目5番3号)

補正予算

◎一般会計補正予算

歳入・歳出予算の総額に1億3千528万8千円を追加し、補正後の総額を66億533万9千円とする。今回の補正の主なものとしては、歳入では町有地の土地売り払い収入および敷島団地公営住宅建て替え工事に伴う国庫補助金を、また歳出では歳入同様公営住宅の建て替え工事や可燃ごみの広域化に伴う一般廃棄物処理施設の一部改修工事に係る経費などを計上。

◎国民健康保険特別会計補正予算

歳入・歳出の総額に7千163万6千円を追加し、補正後の総額を11

人事案件

◎監査委員の選任について

地方自治法第196条第1項の規定により、同意。

- 氏名／高橋 正光
- 住所／字屈斜路386番地37

◎副町長の選任について

任期満了に伴い、諮問については選任に同意。

- 氏名／吉備津 民夫
- 住所／朝日3丁目11番15号

◎教育委員会委員の任命について

任期満了に伴い、諮問については選任に同意。

- 氏名／小林 俊夫
- 住所／中央2丁目7番2号

◎選挙管理委員の選挙について

地方自治法第182条第1項の規定により選挙。

▼当選した委員へ(内は住所)

- 早川 鶴松(字札友内95番地4)
- 野田 孝(高栄2丁目4番5号)
- 二川 隆司(泉3丁目7番3号)
- 佐藤 勇(中央3丁目6番14号)

◎選挙管理委員補充員の選挙について

一般質問

鈴木 康弘 議員
一般質問

町内中小企業の資金調達について

問 アメリカ発の金融不安に、端を発し、世界同時不況による、日本経済の混乱の中、町内の中小零細企業560事業者の経営状況も、さらに、厳しさを増している中で、行政として、どのような対策を、取られているのかと、理事者として、現状を、どのように把握しているのか伺う。

答 (町長答弁)

町内の経済状況については、不況の影響と、原材料の高騰等を受け厳しい状況にあると認識している。町内560事業者の経営については、年末を控えて厳しい状況下から、政府による、緊急保証制度、セイフティネットの貸し付けの緩和、信用保証協会が100%保証する、6兆円の融資枠の

の規模や利用状況等により部分的点検を実施している。法令で義務付けられている施設・設備・公園の遊具等は今後とも年1回の点検を実施する。

資源化物等の売り払い契約単価の見直しについて

問 アルミ缶等の資源化物を適正な契約単価で売却するには、従来の見積り合わせ方式の契約単価ではなく、来年度から指名競争入札方式に変更することによって町の収入増につながると思いますが伺う。ビン類等については処理委託料を支払っているが、再検討して精査して資源化物として売却する方向で進めるべきと思うが見解を求める。

答 (副町長答弁)

国内・国外の経営状況により資源ごみの売却単価は変動するが、今後適正な価格を維持していくため、指名競争入札も視野に入れて進めていく考えである。処理委託料削減のために、ビン類については、町民の協力をいただき、来年度からは無色・茶色・その他の3種類に分別して日本容器

当町の取り組みを伺う。

答 (町長答弁)

本町の現状は、糞尿を液肥として草地に還元さらには、堆肥として農地・水環境保全向上対策の一環として農地の土壌流出防止等に土作りをはじめとする化学肥料や農薬の削減による食の安心安全を図るために積極的に利用している状況である。さらには本年のような飼料高騰に対応するためにも自給飼料の確保ということを経営的にも重要で家畜糞尿を利用するバイオマスについては、現在行われている実証実験・臭気対策として一部町内で導入している攪拌(かくはん)ばっきによる発酵などと合わせて調査研究を進め施設の導入にかかわる投資については高額なことから経済性についても本年10月1日に施行された農林漁業バイオ燃料法による国の支援体制等を参考に調査を考えている。今後とも、わが町の特徴である地域の特徴である酪農畑作の連携による環境と調和した循環型農業に邁進したいと考えている。

岩崎 義人 議員
一般質問

バイオエネルギーの有効利用について

問 現在町内には、106戸の乳牛農家が1万2千571頭を飼育しその糞(ふん)尿は各農家で適正に処理利用していることと思う。そのような中で道内他の町村では、家畜糞尿によるバイオ発電や液肥の利用さらにはバイオガスから天然ガスや燃料電池またカーボン・ナノチューブ等に活用する調査研究等に取り組んでいるが、

包装リサイクル協会に引き渡す計画なので処理費用の大幅な削減になると思う。
廃プラ処理委託料はキログラム当たり34円で契約。

館 忠良 議員
一般質問

町民との合意形成について

問 自治体の財政出動の在り方は、住民の理解と合意が必要と考える。今後、新規大型事業や大型財政出動については、提案型の行政執行をより研究し、住民の思いを行政に反映させた合意形成の行政執行が重要と考えるが見を伺う。

答 (町長答弁)

本町では、他の市町村を上回るほどのさまざまな行財政改革を実施してきた。住民に応分の負担を求める使用料・手数料の値上げ等結果として住民負担が増すことも実施してきた。一方では、住民サービスや福祉医療・教育の分野では、水準が低下しないように努力

小川 義雄 議員
一般質問

公共施設(すべて)建物・公園等の維持管理体制について

問 各種公共施設(すべて)の維持管理状況が各課所管別に一覧的に誰が見ても分かるように把握されているか伺う。仮に安全性・機能性・雨漏り等のために支障を来している恐れがあるならば、再点検・調整し、使用頻度を勘案して、補修等の優先順位を決定し年次計画を立て、予算措置を含めて対応すべきと思うがどうか。

年1回程度は各種公共施設等の総点検を各課ごとに実行し、写真・測量・目視等を含めた一覧表を作成し、今後の維持補修の指針として活用すべきと思うが所見を伺う。

答 (町長答弁)

法令で義務付けられている点検やそれに伴う改修、危険度が高く、大規模な改修を必要とするものについては、所管課で年次計画を立て、利用者に支障を与えないように配慮している。年1回の総点検の実施で建物について、施設

してきた。今後とも、引き続き配慮しながら進めたい。
本町の財政は一層厳しさが予想される。これまで以上に真に住民生活に必要な事業選択をしながら進めたい。重要な事業や大規模事業の選択に当たっては、弟子屈町の総合計画など各種との整合性を図った上で議会とも十分相談し、一方では、町広報紙等の活用をして、住民の情報提供やパブリックコメントなど町民参加の機会確保に配慮した行政を実施したい。

ハイヤーおよび灯油等支援事業について

問 現在、高齢者や障がいを持つ方の世帯等の町民税非課税世帯でハイヤーおよび灯油等の支援補助を実施しているが、対象者の条件が狭義しすぎて残念ながら福祉対策としての効果が上がっていないと見る。雇用情勢が厳しくなり、個人所得の落ち込みも厳しくなる社会にあって対象年齢や家族構成を含め広義な支援対策をすべきと思うが考えを伺う。

答 (町長答弁)

高齢者ハイヤーおよび灯油

NO	
福祉灯油等購入券	
助成内容	灯油20リットル相当 金 円(消費税を含む)
有効期限	平成 年 月 日 発行者 弟子屈町長 徳 永 啓 謹
助成対象者	
本券を使用するときは、この欄に記名押印してください。	
平成	年 月 日 使用
住所	弟子屈町
氏名	

助成の対象者758人で申請591人に補助券を交付。長期入院者や必要としない方を含め176人が未申請。また、重度心身障がいの方260人中193人が申請済みで67人が入院等で未申請である。福祉灯油の購入助成事業は申請者世帯数は、288世帯あり課税されている29世帯を除き259世帯に発券している。未申請者もいるので再通知や広報紙で申請を呼びかけたい。支援の拡大であるが、特にバス・ハイヤー料金助成は、この制度が始まった時点より、対象範囲が縮減しているが、限られた財政の中で乳幼児に対する新たな支援事業など生活基盤の弱い方々に財源をシフトしている。今後についても弱者に対してできる限りの支援をしたいと考える。

特別養護老人ホーム倭和園

特別養護老人ホーム倭和園の、経営移譲まであと数カ月となり、当該職員や家族に雇用の不安はないか、特養で働く全員が厚生連関連職場に雇用されるのか。



4月から厚生連の運営となる特別養護老人ホーム倭和園

最も重要な課題ととらえているのは、家族を含めた施設利用者の理解と職員の処遇問題であると認識している。これまで厚生連と合同による「家族および利用者説明会」「職員説明会」を実施してきた。特に職員に対しては、全体説明、さらには、個々の意向調査を実施し、厚生連等の職場に雇用を希望する職員に対しては、受験を促すなど、個別相談にも応じながら対応してきた。現段階では、臨時職員も含めて厚生連等に移行を希望する者のほとんどが採用決定されている状況となっている。残る職員の処遇については、町全体の人事異動により対処したいと考えている。

なお、臨時職員にあつては原則6カ月雇用、最大1年継続雇用は堅持することとなるが、現在勤務されている給食センター等の臨時職員など、これら民営化に伴い影響が想定される部署については、所属長を通じて、今後実施される二次募集等の情報を提供してまいりたい。

農業と観光の振興について

徳永町長の公約の一つに「農業と観光」の振興がある。農

業と観光の連携は、徳永町政1期目からの大きな課題の一つであり、今後の4年間で、どのような振興策を講ずる考えか。

観光客が求めているのは、地元で生産された食材の料理やお土産である。町内で生産された食材を観光客に提供することで、観光消費を大きく高めることができると考える。

また、町内で生産された食を提供することは、地域の経済を力強いものへと育てていくものと考ええる。土産品も含めて地元の食材を活用する視点を持つことが必要であると認識している。

農業と観光産業の連携なしには、本町は生き残っていけないと言っても過言ではないと考えており、観光事業者や農協も含む関係団体で、本年2月に組織した「てしかがえこまち推進協議会」において、それぞれ部会で議論が進められているが、さらに生産者も加わった中で情報や意見交換をしながら、一体となり農業と観光の連携強化、地域経済の活性化を目指してまいりたい。

徳永町政の3期目に向けての抱負を伺う

20年12月末よりいよいよ3期目がスタートするが、今回の選挙も無競争当選のため町民が徳永町長の政策等、これからの町づくりの考え方が十分伝わっていない。本議会において大きな事業となすべき問題点を、示してもらいたい。また事業について時期規模等および財政を含め示してもらいたい。

今回選挙で、町長が掲げた町民一家族とのスローガンを掲げているが、町民はその言葉と行動が目に見える形で執行されることを願っている。町職員一丸となって取り組み実行していただきたい。町民に具体的に求める問題点があれば、この際示していただきたい。

なお、今まで一般質問で町長答弁がなされているが答弁の内容に沿って各課で仕事が進められていない点が多く目に付く。町長答弁を幹部職員は、しっかりと

り受け止め仕事の上に、表示してもらうことを求める。

答 (町長答弁)

3期目の立候補で、選挙運動は1日であったが期間中できるだけ多くの町民の声を聞いたので、これからの行政に生かしていきたい。大きな事業は中学校と給食センターの新築、医療福祉は倭和園特養の厚生連に委託普通養護は、医療法人等に委託を検討、文化センター、クアハウス等は検討中。

教育問題について

今回町内各地を確認したところ、南弟子屈、オソベツ、奥春別、美留和、屈斜路、川湯各地に50戸単位で別荘もしくは、移住者が永住され自然環境を重視し、弟子屈各地において活動されてお

り、その地域からの子どもたちの教育についていろいろ要望が出されているが、教育長はどう認識されているか。町の中は経済のありで空洞化した各地域において、新しい移住者が何千万の立派な住宅を建築しコンピュータ等を使い、自然の中で活発な事業展開をしている。この自然の中に子ども

たちを呼び教育をと考えているようで小、中、高と現在教育を維持するためにも教育環境整備に努めてもらいたい。

答 (教育長答弁)

各地域に多くの定住者が増え自然の中で仕事をしながら本町の教育に対しても多くの経験知識を基に協力をしていただいている。子どもたちの通学路での大型車両に対する交通安全についても相談を受けているが、現場確認等を迅速に行い、担当課と連携を図りながら積極的に対応し、自然環境を生かした教育活動についても、一層推進してまいりたい。

保育所の民間委託について

町はどう考えているか伺う。また、民間委託の意



子どもたちを健やかに育てていくために

思があるのか伺う。②本町において子どもの教育については、保育所から小、中、高どれも大切な事業であるので町民の安心のためにも町長の考え方をきちつと町民に示すべきであるので具体的に考え方を示してもらいたい。

答 (町長答弁)

保育所は来年末には計画を立てる。財源は少ないが子どもの教育と福祉に力を入れ町民と共に努力をしたい。

公平公正な議会運営について

議員は町執行のチェック機能の役割が大きい。町事業予算を議員が審査しその事業を議員の経営する会社が入札または見積合わせをしその仕事を請負いその事業の監査決算審査をその議員が加わり審査する。一般町民は議員の会社と対抗して入札することは公平公正ではないとの町民の声。本町の議会は今まで議員になったら会社の社長は辞任している。現在は社長を辞めず町の仕事を入札され自治法92条の2において示さ

兼職禁止に関しては公選法では第103条自治法では第92条で規定され103条で「当選人で法律の定め当該選挙に係る議員または長を兼ねることができない。公職にある者が当選の告知を受けた日にその職を辞したと見なす」さらに公選法第104条では告知を知った時から5日以内に役員を辞職しないと議員を失職する。自治法92条2で地方公共団体の議会の議員が前条に該当するとその職を失う。該当するかどうかは議会が決定する。

答 (早川鶴松選挙管理委員長答弁)

兼職禁止に関しては公選法では第103条自治法では第92条で規定され103条で「当選人で法律の定め当該選挙に係る議員または長を兼ねることができない。公職にある者が当選の告知を受けた日にその職を辞したと見なす」さらに公選法第104条では告知を知った時から5日以内に役員を辞職しないと議員を失職する。自治法92条2で地方公共団体の議会の議員が前条に該当するとその職を失う。該当するかどうかは議会が決定する。

Table with 2 columns: Position and Name. Includes 委員長 (岩崎 義人), 副委員長 (鈴木 康弘), 委員 (館 忠良, 小川 義雄).